

第 12 回 定例農業委員会議事録

令和 6 年 7 月 5 日（金）午後 4 時 0 0 より、J A にしみの中部支店 3 階大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（16 名）

1 中津 正三	8 清水 峰幸	15 桐山 文子
2 佐竹 静	9 林 新太郎	16 三輪 則夫
3 棚橋 新一	10 高橋 正彦	
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 下野 一郎	
6 吉田 和郎	13 田部 恵	
	14 吉田 幹夫	

欠席委員（3 名）

7 柳瀬 美穂	19 春日井 忠	
17 辻元 政博		

その他の出席者（4 名）

	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 6 1 5 号 土地現況確認申請について

議案第 6 1 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 6 1 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 1 8 号 委員の辞任について

報告第 1 2 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第12回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、6番 吉田副会長、15番 桐山委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第615号、土地現況確認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局

議案第615号、土地現況確認申請について、説明させていただきます。

1ページをお願いします。

農地法の適用を受けない土地（農地法第2条第1項の農地）の現況確認という形で、申請されたものです。

土地現況確認申請につきましては、2件提案されております。

平成24年施行の「大垣市農地転用後の土地現況確認事務処理要綱」に基づき、農振農用地区域以外の農地で、現況が農地又は採草放牧地でなくなってから20年経過したものであること、または、災害により農地でなくなったものであり、相当程度費用を投じて農地として復旧することが困難であるものについては公的機関が発行する証明書等により農地でない証明で対応できることとなっております。

1番、畑、148㎡で、農家住宅でございます。

2番、畑、125㎡で、一般個人住宅でございます。

1番の土地の区分につきましては、住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。当該地には、昭和51年に建築された建物が現存しており、今日に至るまで、農地性を喪失しております。

このことは、固定資産税課税台帳登録事項証明書により、当該地に昭和51年に居宅が建築され、かつ農地性を喪失してから20年以上経過

していることが確認できます。

2番の土地の区分につきましては、住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。当該地には、昭和58年と平成元年に建築された建物が現存しており、今日に至るまで、農地性を喪失しております。

このことは、固定資産税課税台帳登録事項証明書や、建物の全部事項証明書及び法務局備付の建物図面により、当該地に昭和58年及び平成元年に居宅が建築され、また、かつ農地性を喪失してから20年以上経過していることが確認できます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第616号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第616号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

5件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、田、244㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、畑、2筆合わせて、2,486㎡で、ございます。取得後は水稻及び果樹の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、畑、74㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

4番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、412㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2ページをお願いします。

5番、所有権移転によります、畑、田、宅地（現況：畑）、8筆合わせて、4,955.94㎡で、ございます。取得後は水稻及び麦の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 相続財産清算人が譲渡人と言うことは、相続人がないという事ですか。

事務局 そのとおりです。利害関係者が、家庭裁判所に申し立てて選任されます。

議長 他に何かご質問ございませんか。

－特になし－

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第617号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第617号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

農地法第5条関係申請明細につきましては、3件提案されております。

1番、所有権移転によります、田、292㎡で、墓地の敷地拡張（駐車場）でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「既存施設の拡張に係る転用」に該当します。

2番、所有権移転によります、畑、370㎡で、分譲住宅でございます。農地の区分は、住宅の用に供する施設が連たんする区域内の農地であり、第3種農地と判断します。

3番、使用貸借権によります、田、838㎡のうち、330㎡で、農家住宅でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第618号 委員の辞任について、を議題に供します。
それでは事務局説明願います。

事務局 議案第618号 委員の辞任について、説明させていただきます。

1番、 付けで、 より辞任願
が、農業委員会へ提出がございました。

辞任の理由としましては、「一身上の都合」ということでござい
ます。

農業委員会等に関する法律第13条には、「委員は、正当な
事由があるときは、市長村長及び農業委員会の同意を得て委員
を辞任することができる。」と規定されております。

「農業委員会の同意」は、農業委員会の総会の議決により、総
会出席委員の過半数の賛成によって行うものとされております。

本定例会で議決をしていただき、「農業委員会の同意」を得て、
さらに市長の同意が得られましたら正式に辞任という運びとな
ります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、この案件について、賛成の方は
挙手を願います。

(出席者全員の挙手を確認)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせてい
ただきます。

報告第12号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報

告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第12号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

3ページをお願いします。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、5件申請されています。

1番、田、620㎡で、造園業車庫兼資材置場でございます。

2番、田、2筆合わせて、1,729㎡で、長屋住宅でございます。

3番、田、748㎡で、参拝者用駐車場でございます。

4番、田、554㎡で、太陽光発電施設でございます。

5番、田、385㎡で、一般個人住宅（駐車場）でございます。

農地法第5条関係届出明細については、15件申請されています。

6番、所有権移転によります、田、340㎡で、一般個人住宅でございます。

7番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、315㎡で、貸家でございます。

4ページをお願いします。

8番、所有権移転によります、畑、817㎡で、共同住宅でございます。

9番、所有権移転によります、田、743㎡で、分譲住宅でございます。

10番、所有権移転によります、田、30㎡で、長屋住宅でございます。

11番、所有権移転によります、田、371㎡で、一般個人住宅でございます。

12番、所有権移転によります、畑、231㎡で、一般個人住宅でございます。

13番、賃貸借権によります、田、2筆合わせて、3,002㎡で、自動車販売業駐車場でございます。

14番、所有権移転によります、田、920㎡で、共同住宅でございます。

す。

15番、使用貸借権によります、田、529㎡で、一般個人住宅でございます。

5ページをお願いします。

16番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、458㎡で、宅地分譲でございます。

17番、所有権移転によります、田、6.61㎡で、共同住宅でございます。

18番、所有権移転によります、田、639㎡で、共同住宅でございます。

19番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、705㎡で、飲食業店舗兼一般個人住宅でございます。

20番、所有権移転によります、畑、田、2筆合わせて、285.82㎡で、一般個人住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

6ページをお願いします。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、5件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

21番、畑、田、5筆合わせて、4,563㎡でございます。

22番、畑、田、4筆合わせて、1,061㎡でございます。

23番、田、畑、9筆合わせて、6,811㎡でございます。

24番、田、池沼（現況：田）、宅地（現況：田）、9筆合わせて、4,639.93㎡でございます。

25番、田、2筆合わせて、4,169㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

7ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、16件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

26番、田、畑、15筆合わせて、9,110㎡でございます。

27番、畑、3筆合わせて、804㎡でございます。

8ページをお願いします。

28番、田、畑、22筆合わせて、12,251㎡でございます。

29番、田、畑、7筆合わせて、5,237㎡でございます。

30番、田、3筆合わせて、2,803㎡でございます。

9ページをお願いします。

31番、畑、田、14筆合わせて、7,106㎡でございます。

32番、田、6筆合わせて、4,773㎡でございます。

33番、田、3筆合わせて、2,737㎡でございます。

34番、田、105㎡でございます。

35番、畑、田、4筆合わせて、3,829㎡でございます。

10ページをお願いします。

36番、田、6筆合わせて、4,230㎡でございます。

37番、田、5筆合わせて、1,912㎡でございます。

38番、畑、125㎡でございます。

39番、田、畑、6筆合わせて、2,191㎡でございます。

40番、畑、2筆合わせて、382㎡でございます。

41番、田、7筆合わせて、3, 129㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後4時22分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和6年8月7日

議長

岩井豊太郎

議事録署名者

吉田和郎

議事録署名者

桐山文子